

## 議第174号

### 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年11月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

#### 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(38)の項中「母子及び寡婦福祉法施行令（）」を「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号。以下この項において「改正法」という。）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下この項において「旧法」という。）」、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（）」に、「児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第207号。以下この項において「改正政令」という。）」を「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年政令第313号）第1条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下この項において「旧政令」という。）」に改め、同項イ中「第32条第2項」の右に「ならびに改正法附則第3条第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する資金（以下この項において「旧資金」という。）に係る旧法第32条第1項において読み替えて準用する旧法第13条第3項」を加え、同項ウ中「含む。）」の右に「および旧資金に係る旧法第32条第4項において読み替えて準用する旧法第15条第1項」を加え、同項エ中「（政令第37条第2項において準用する場合を含む。）」を「、第31条の6第3項ただし書および第37条第3項ただし書ならびに旧資金に係る旧政令第37条第2項において準用する旧政令第8条第3項ただし書」に改め、同項オ中「（政令第37条第2項において準用する場合を含む。）および改正政令附則第4条第5項」を「、第31条の6第5項および第37条第5項ならびに旧資金に係る旧政令第37条第2項において読み替えて準用する旧政令第8条第5項」に改め、同項カ中「（政令）」の右に「第31条の7および」を、「含む。）」の右に「および旧資金に係る旧政令第38条において準用する旧政令第17条ただし書」を加え、同項キ中「第38条において準用する場合を含む。）および改正政令附則第4条第8項」を「第31条の7および第38条において読み替えて準用する場合を含む。）および旧資金に係る旧政令第38条において読み替えて準用する旧政令第19条第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。